



広
報

みやま

確定申告特集
[臨時増刊号]
令和8年2月

確定申告のお知らせ

令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで（土・日・祝日は除く）、基山町役場及び鳥栖税務署に確定申告会場を開設します。なお、基山町役場正面玄関は午前8時に開場されますので、整理券をお取りになり、ロビー等でお待ちください。また、基山町役場に開設される申告会場については、下記の日程表のとおり区割りを行います。時間帯によっては、お待たせすることがありますので時間にゆとりを持ってお越しください。

◎会 場 基山町役場 2階会議室

※整理券は午前8時から午前8時30分までは正面玄関前、午前8時30分以降は2階申告会場入り口前に設置します。

◎日 程 令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで（土・日・祝日は除く）

◎受付時間

午 前	9：00～11：00
午 後	13：30～15：30

◎日 程 表

日 程	午 前	午 後	日 程	午 前	午 後
受付時間	9：00～11：00	13：30～15：30	受付時間	9：00～11：00	13：30～15：30
2月16日（月）	1区	8区	3月3日（火）	7区	3区
2月17日（火）	2区	7区	3月4日（水）	4区	5区
2月18日（水）	3区	4区	3月5日（木）	6区	9区
2月19日（木）	5区	6区	3月6日（金）	10区	11区
2月20日（金）	9区	10区	3月9日（月）	12区	13区
2月24日（火）	11区	12区	3月10日（火）	14区	15区
2月25日（水）	13区	14区	3月11日（水）	16区	17区
2月26日（木）	15区	16区	3月12日（木）	上記日程までに申告できな かった方	
2月27日（金）	17区	1区	3月13日（金）		
3月2日（月）	8区	2区	3月16日（月）		

※この日程表でご都合の悪い方は、区割り指定日以外の日でもご来場可能です。

※2月16日・17日・18日の3日間、九州北部税理士会の税理士による申告相談会を行います。利用される方は、申告資料等をご持参ください。

※土地・建物の譲渡所得や株式の譲渡所得、住宅借入金等特別控除の適用、消費税の申告等、複雑な内容の申告については、鳥栖税務署会場での申告をお願いします。（電話：0942-82-2185）

※青色申告の場合は、作成済みの確定申告書のみ預かり税務署に送付いたします。
（内容の確認が必要な方は鳥栖税務署の申告会場をご利用ください。）

【問合せ先】 基山町役場 税務課 電話：0942-92-7918

令和7年分の確定申告は、ご自宅からe-Taxで送信！



令和6年分の確定申告をした方のうち、約4人中3の方がスマホやパソコンを使ってe-Taxで申告をしています。

令和7年分の確定申告は、是非ご自宅からe-Taxをご利用ください。

確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

スマホの方はこちらから →



作成コーナー



確定申告書等作成コーナーの操作方法

操作マニュアル

作成コーナー マニュアル



スマホ、パソコン等の
操作マニュアルを掲載！

動画でチェック

動画で見る確定申告



令和7年分 確定申告について

1 所得税及び復興特別所得税の申告が必要な方（申告会場：基山町役場又は鳥栖税務署）

- ①事業所得や不動産所得があり、各種所得の合計額が控除額の合計額を超える方
- ②給与所得者で、次に該当する方
 - ・給与などの支払いを受けていて、主たる給与以外の給与収入と他の所得（給与所得及び退職所得以外）との合計額が20万円を超える方
 - ・給与の収入が2,000万円を超える方
 - ・年末調整をしていない方
- ③土地や建物などの資産を売却した方

詳しくは、国税庁のホームページ
<https://www.nta.go.jp/>
等でご確認ください。



国税庁ホームページ

2 町県民税及び国民健康保険税の申告が必要な方（申告会場：基山町役場）

- ①令和8年1月1日現在、基山町に住所がある方
- ②令和7年中に収入が無かった方
- ③年末調整をしていない方（事業所得者等を含む）で、その年中の所得の合計額が各種所得控除の合計額を超えない方

※収入がない方、遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方でも申告をしないと、所得証明書・所得課税証明書等が必要な場合に証明書の交付ができません。また、国民健康保険税の軽減該当世帯等の判定ができませんので、**基山町役場の申告会場で町県民税及び国民健康保険税の申告をお願いします。**（所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は町県民税及び国民健康保険税の申告書を提出する必要はありません。）

3 申告に必要な主なもの

- ①マイナンバーカード
- ②給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）等、収入が分かる書類等
- ③「社会保険料の支払証明書」（国民年金や国民健康保険税等を含みます。）や「生命保険・地震保険等の控除証明書」等、控除額を証明する書類等
- ④申告者本人名義の振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの
- ⑤農業・営業・不動産所得がある方は、各所得の収支内訳書
- ⑥税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき（税務署からの送付がある方のみ）
- ⑦その他、申告ごとに必要な書類

※令和7年中に国民健康保険税の納付がある世帯の世帯主の方には、1月下旬頃に国民健康保険税の納付証明書を送付いたします。

4 医療費控除について

医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書【内訳書】の添付が必要です。あらかじめ下記①及び②の金額をそれぞれ集計し、医療費控除の明細書【内訳書】に記入の上、領収書と一緒に持参してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。）を添付すると、明細の記入を省略できます。

- ①令和7年中に支払った個人ごと、医療機関ごとの医療費
- ②健康保険（高額療養費、出産育児一時金等）や生命保険契約（医療費の補てんを目的として支払いを受ける入院費控除給付金、医療保険金等）で補てんされた金額

5 セルフメディケーション税制について

特定健康診査やがん検診等を受診する個人が、医師によって処方される医療用医薬品から転用（スイッチ）した成分が用いられる医薬品（ドラッグストア等で購入するかぜ薬、胃腸薬などのスイッチ OTC 医薬品）の購入費を支払った場合に、医療費控除の特例として所得控除を受けることができます。

なお、通常の医療費控除の適用を受ける場合は、この特例の適用を受けることはできません。

6 住宅借入金等特別控除について

住宅ローンを利用して、家屋の新築、購入、または増改築した場合、一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。初めて控除を受ける場合は、源泉徴収票（※給与所得者のみ）、住宅借入金の年末残高証明書、土地建物の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し、土地建物の売買契約書・建築請負契約書の写し等を添付して確定申告をする必要があります。

申告期間前に税務署にて住宅借入金等特別控除に関する相談会が開催されます。詳細については、税務署にお問い合わせください。

★ご注意ください★

①確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証 ●パスポート
- 身体障害者手帳 ●在留カード

などのうちいずれか1つ

② 確定申告のお知らせ（はがき）をお持ちの方は、必ず持参してください。

前年に、基山町役場の申告会場で書面により申告書を提出された方には、税務署から確定申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」(はがき・青色)が送付されます。

基山町役場の申告会場にお越しになる際には、「確定申告のお知らせ」を必ず持参してください。

※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の「受付期間」、「納期限」及び「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきです。「確定申告のお知らせ」は、**令和8年1月16日（金）**以降に発送されています。

※税務署の申告会場で、申告書を作成された方には、同様の内容の「確定申告のお知らせ」（はがき・オレンジ色）が送付されます。（**令和8年1月28日（水）**以降に発送されています。）

※「確定申告のお知らせ」について不明な場合は、鳥栖税務署にお問い合わせください。

③ふるさと納税でワンストップ特例を選択した方で確定申告を行う方

ふるさと納税でワンストップ特例を選択した場合であっても、給与以外の収入がある方や医療費控除等を受ける方、また5団体を超える自治体に寄附をした方等は確定申告にて寄附金控除の申告が必要です。確定申告の際、各自治体から発行される「寄附金受領証明書」等を提出する必要があります。

④公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要となりますが、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。

また、所得税の確定申告が必要ない場合でも、次に当てはまる場合は町県民税の申告が必要です。

- 公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料や配偶者控除、扶養控除等）以外の各種控除（社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費控除等）の適用を受けるとき
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得（20万円以下も含む）があるとき

※確定申告をすると確定申告の内容で町県民税を計算しますが、確定申告や町県民税の申告がない場合は、年金の源泉徴収票の内容のみで町県民税を計算することになります。年金天引き以外の健康保険料や生命保険料など各種控除がある場合は、町県民税の申告をしないと所得控除等が適用されません。

基山町及び税務署からのお知らせ

令和7年分農業所得の申告相談会を行います

確定申告を前に、農業所得収支内訳書の作成を目的とした申告相談会を行います。

- ◎会 場 基山町役場 2階 201会議室
- ◎期 間 令和8年2月3日（火）から2月6日（金）まで
- ◎受付時間 午前 9：00～11：00
午後 13：30～15：30

◎日 程 表

日 程	行 政 区	日 程	行 政 区
2月3日（火）	2区・3区・9区	2月6日（金）	左記以外の区の方、又は5日までに来庁できなかった方
2月4日（水）	1区・5区・6区		
2月5日（木）	4区・7区		

◎持ってくるもの

- ・収支内訳の資料（アグネスや経費の領収書等）、前年分収支内訳書の控え
- ※書類の作成には時間がかかりますので、時間にゆとりをもってお越しください。
- ※上記の日程で都合の悪い方は、区割り指定日以外の日でもご来場可能です。
- ※確定申告期間中は作成の相談を職員が受け付けられない場合がありますので原則上記の日程中にご相談を行ってください。

鳥栖税務署の申告会場について

鳥栖税務署からお知らせ

令和7年分確定申告について

【確定申告会場】

鳥栖税務署 別館大会議室
鳥栖市秋葉町3丁目12番の2

令和8年2月16日（月）から3月16日（月）まで（土・日・祝日は除く）

※不動産の売却・贈与税に関する申告相談を希望される方は
上記期間の月曜日から木曜日にお越しください（当期間以外
は不動産の売却や贈与税の担当者が申告会場に従事して
おりません）。



◆ 相談を希望される方は、オンライン事前予約をお願いします。

- ▶ 確定申告会場では、午前9時から相談を開始します。
- ▶ 当日受付も行ってありますが、相談枠に限りがあるため、相談枠がなくなり次第、当日の受付を終了いたします。
- ▶ 電話による予約はできません。

国税庁LINE公式アカウント



オンライン事前予約はLINEから⇒

◆ 確定申告会場では、原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードにより申告書の作成を行っていただきます。

- ▶ マイナンバーカードの2種類のパスワードが必要です。
 - ① 署名用電子証明書（英数字6～16文字）
 - ② 利用者証明用電子証明書（数字4桁）

※令和8年3月1日（日）は、メートプラザ佐賀（〒849-0919 佐賀市兵庫北三丁目8番40号）で休日受付を行っています。

申告書の提出期限

- ◎所得税及び復興特別所得税・贈与税は、令和8年3月16日（月）までに申告納税してください。
- ◎個人事業者の消費税及び地方消費税は、令和8年3月31日（火）までに申告納税してください。